# キャッシュレス決済と納入通知書の切替

令和5年11月2日 会計管理課 調整・DX推進係

## 1 キャッシュレス決済の拡大

1 前年度までの窓口キャッシュレス決済の取り組み

モデルケースとして令和3年度以降に窓口キャッシュレス決済を実施し、調達や窓口での決済業務、 事務等について課題の確認や対応案の整理等を行いました。

実施年度	概要
令和3年度	モデルケースとして <u>近代美術館の入館料</u> について窓口キャッシュレス収納を実施。一部財務会計システムの改修等を行う等した上で、決済手続き及び事務についての課題確認や解決策の整理を実施した。同年度内で実施終了。 ・キャッシュレス決済比率: 9.9% (R3.6~R3.11) ・指定代理納付者: しんきんカード
令和4年度	指定代理納付者制度が廃止され「指定納付受託者制度」に基づいて、美術館や博物館等の80 の県有施設の入館料や入園料に対象を拡大してキャッシュレス収納を実施。継続的に運用できる ことを確認し、現在も継続して活用中。 ・キャッシュレス決済比率: 13.2% (R4.6~R5.3) ・指定納付受託者: リクルートペイメント他

- 2 令和5年度の窓口キャッシュレスの取り組み
  - 1. 県証紙で収納している手数料・使用料等を対象とした窓口キャッシュレス決済の拡大
  - 2. 会計管理課で、4所属(本庁及び県警)の手続きに関する収納の開始
  - 3. 地域機関(産業技術センター・動物愛護センター)でのキャッシュレス決済開始

## 県庁の窓口キャッシュレス決済拡大

## - キャッシュレス決済導入施設(10/2~) —

• 県庁3階

(キャッシュレス総合窓口)

- 産業技術センター
- ・動物愛護センター
- 群馬会館
- 昭和庁舎

対象手続き(例)

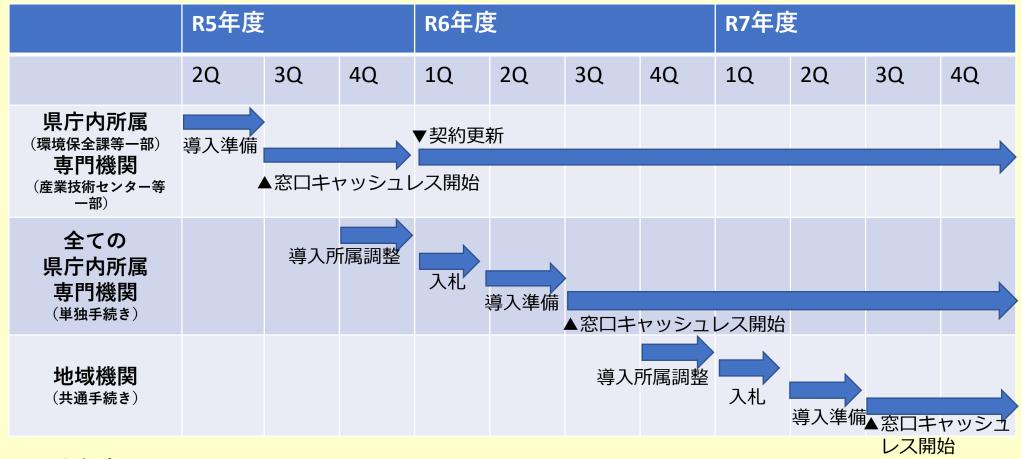
## 手数料

宅建士登録 屋外広告業登録 犬・猫の引取り など

## 使用料

施設·機械

クレカ 電子マネー QRコード 全てOK



#### ■県庁内所属

R5年度に一部の手続きを3Fの総合窓口で受け付ける。R6年度には県庁内全ての手続きを対象にするが、可能な場合は自所属や主管課等に窓口を設けてキャッシュレス決済を行う。

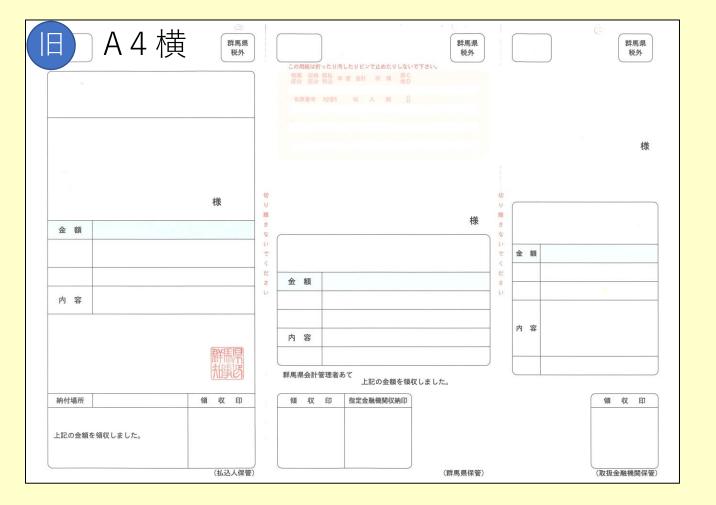
- ■専門機関(単独地域機関) 地域機関ごとに単独の手続きを行っている専門機関を対象とする。
- ■地域機関(共通)
  複数の機関で共通した手続きを行う地域機関を対象とする。

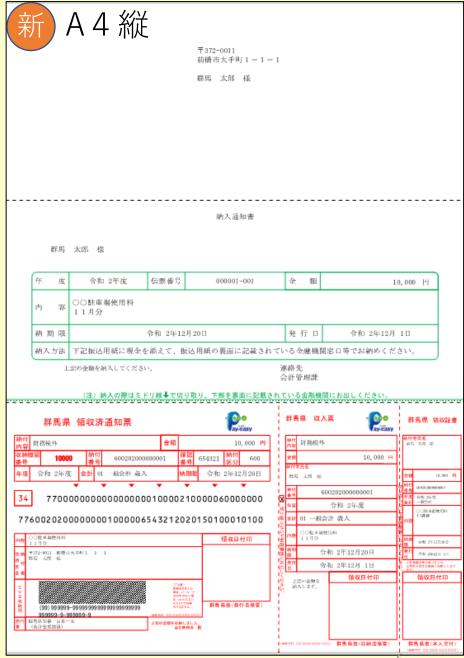
## 2 納入通知書の切替によるペイジー・コンビニ納付への対応

### 納入通知書の現状と令和6年4月の状況

納付場所等	現行	次期	利用時間	備考
金融機関窓口	0	0	9時~Ⅰ5時	平日のみ
ATM	×	0	8時~20時45分	群馬銀行の場合 土日も利用可能
コンビニ	×	0	24時間	365日利用可能
ネットバンキング	×	0	0:30~23:30	365日利用可能 (ペイジーを利用)
電子申請(連携)	0	0	0:30~23:30	365日利用可能 (ペイジーを利用)

## 納入通知書 様式





## 3 ご意見いただきたい点

• 1 キャッシュレス決済の拡大

県民にとって、どのような手続きからキャッシュレス決済を導入していくと、便利を実感できるのかご意見をいただきたい。

• 2 納入通知書の切替によるペイジーコンビニ納付への対応 納入通知書切替の効果を県民の便利さだけではなく、業務改善効果として、 県職員に浸透させていく取組の意見をいただきたい。